

令和 7 年度芦屋市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市が障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市長、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会の各事務部局とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

この調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の市内の施設等とする。

- (1) 障がい者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障がい者
- (8) 在宅就業支援団体

4 調達の基本方針

- (1) 障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するために、関係部署との連携を図る。
- (2) 障がい者就労施設等の供給可能な物品及び役務について、施設等へ確認を行い、庁内に周知する。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及

び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用し、物品及び役務の調達を推進する。

5 優先調達推進目標および前年度調達実績

	種別	令和7年	令和6年	
		調達目標額	調達目標額	調達実績額
物品に係る調達額	小物雑貨			
役務に係る調達額	清掃・施設管理	3,230,000円	3,230,000円	3,107,000円
	その他の役務	758,000円	692,000円	780,000円
	小 計	3,988,000円	3,922,000円	3,887,000円
合 計		3,988,000円	3,922,000円	3,887,000円

6 その他

調達方針の作成及び本市の契約における障がい者就業促進に係る措置等については、総務部総務室契約検査課が担当し、障がい者就労施設等の供給可能物品及び役務の確認等、必要な連絡調整等については、こども福祉部福祉室障がい福祉課が担当する。

以 上